

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (3件) (経営支援課)	1
○保安林の指定予定の通知 (5件) (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
○道路の供用開始 (")	3
◎告示 (海岸保全区域の指定) の一部改正 (4件) (港湾・海岸課)	3
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和7年における目標増殖量、期間等入札公告	6
○一般競争入札 (マイクロソフトEESライセンスの借入れ) の公告 (教育委員会事務局教育政策課)	7

告 示

高知県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

		育成医療
--	--	------

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
高知中央東訪問看護ステーション	香南市野市町西野1008-8 プレステーション201	育成医療及び更生医療	/	令和6年12月1日

高知県告示第705号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号) 第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
なぎさ薬局	安芸郡田野町1874-1	育成医療及び更生医療	/	令和6年7月31日
かたおか薬局	吾川郡いの町枝川2272-14	育成医療及び更生医療	/	令和6年9月30日

高知県告示第706号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月13日

- 高知県知事 濱田 省司
- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和6年6月高知県告示第407号
 - 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
高知大丸本館・東館
高知市帯屋町一丁目6番1号ほか
 - 意見の概要
意見なし

高知県告示第707号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和6年7月高知県告示第462号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第708号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により南国市から聴取した意見 (以下「意見」という。) の対象となった届出に係る告示
令和6年11月高知県告示第666号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス南国篠原店
南国市篠原字北大窪1789番地1ほか
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第709号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市和田字向山谷1574のイ、字向山3983の7、3983の40
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山谷1574のイ・字向山3983の7・3983の40（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第710号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町岡ノ内字谷ノ瀬477、2387、2415の1、2416
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷ノ瀬477・2387・2415の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第711号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町岡ノ内字入畑409、410
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入畑409・410（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第712号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
土佐郡土佐町地蔵寺字鎌久保452
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌久保452（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第713号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町八田字白瀧2725の44、字観音山2732の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字観音山2732の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡小浜字タキ 山351番1	前	14.2 }	130
	後	22.6 }	
		35.6	130

高知県告示第715号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和6年12月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡小浜字タキ山351番1	130	令和6年12月13日

高知県告示第716号

昭和36年11月高知県告示第679号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年12月13日

高知県知事 濱田 省司

- 2を次のように改める。
- 2 土佐湾沿岸安芸漁港海岸安芸地区海岸の海岸保全区域
 - (1) 海岸の名称
土佐湾沿岸安芸漁港海岸安芸地区海岸
 - (2) 指定の場所
安芸市西浜及び東浜
 - (3) 指定の区域
 - ア 基準点
 - (ア) 安芸市清和町2062-2番地先に設けた点(安芸海岸基準点4)を基準点1とする。
 - (イ) 基準点1から方位角286度13分54秒131.504メートルの点(基準銀)を基準点2とする。

- (ウ) 基準点2から方位角283度31分41秒117.435メートルの点(基準銀)を基準点3とする。
- (エ) 基準点3から方位角278度29分52秒95.259メートルの点(基準銀)を基準点4とする。
- (オ) 基準点4から方位角281度26分56秒84.278メートルの点(基準銀)を基準点5とする。
- (カ) 基準点5から方位角277度56分34秒78.066メートルの点(基準銀)を基準点6とする。
- (キ) 基準点6から方位角281度14分23秒115.240メートルの点(基準銀)を基準点7とする。
- (ク) 基準点7から方位角283度05分17秒140.638メートルの点(基準銀)を基準点8とする。
- (ケ) 基準点8から方位角280度13分06秒77.477メートルの点(基準銀)を基準点9とする。
- (コ) 基準点9から方位角278度49分06秒145.479メートルの点(基準銀)を基準点10とする。
- (サ) 基準点10から方位角293度08分37秒173.248メートルの点(基準銀)を基準点11とする。
- (シ) 基準点11から方位角286度13分11秒127.274メートルの点(基準銀)を基準点12とする。
- (ス) 基準点12から方位角270度39分46秒75.120メートルの点(基準銀)を基準点13とする。
- (セ) 基準点13から方位角282度37分15秒105.979メートルの点(基準銀)を基準点14とする。
- (ソ) 基準点14から方位角282度38分06秒83.946メートルの点(基準銀)を基準点15とする。
- (タ) 基準点15から方位角280度13分31秒109.639メートルの点(基準銀)を基準点16とする。
- (チ) 基準点16から方位角287度56分42秒108.958メートルの点(基準銀)を基準点17とする。
- (ツ) 基準点17から方位角282度47分57秒125.419メートルの点(基準銀)を基準点18とする。

イ 補助点

- 基A1 基準点1から方位角192度59分04秒250.119メートルの点
- 基A2 基準点7から方位角207度25分45秒236.972メートルの点
- 基A3 基準点8から方位角102度13分44秒80.016メートルの点
- 基A4 基準点8から方位角302度34分43秒5.602メートルの点
- 基A5 基準点9から方位角287度56分50秒14.821メートルの点
- 基A6 基準点10から方位角90度55分53秒55.202メートルの点

- 基A7 基準点10から方位角72度43分33秒62.375メートルの点
- 基A8 基準点9から方位角337度18分31秒26.191メートルの点
- 基A9 基準点8から方位角359度42分46秒22.313メートルの点
- 基A10 基準点7から方位角354度54分46秒21.989メートルの点
- 基A11 基準点7から方位角0度08分08秒30.372メートルの点
- 基A12 基準点4から方位角304度21分42秒47.024メートルの点
- 基A13 基準点2から方位角293度18分41秒59.834メートルの点
- 基A14 基準点2から方位角48度31分20秒11.685メートルの点
- 基A15 基準点1から方位角3度10分31秒10.034メートルの点
- 基B1 基準点13から方位角154度53分58秒9.983メートルの点
- 基B2 基準点16から方位角276度07分16秒23.746メートルの点
- 基B3 基準点16から方位角279度35分47秒59.538メートルの点
- 基B4 基準点18から方位角124度12分59秒52.245メートルの点
- 基B5 基準点18から方位角172度48分51秒23.579メートルの点
- 基B6 基準点18から方位角49度31分58秒9.676メートルの点
- 基B7 基準点18から方位角89度38分41秒47.615メートルの点
- 基B8 基準点17から方位角96度35分59秒47.078メートルの点
- 基B9 基準点17から方位角326度03分49秒15.078メートルの点
- 基B10 基準点17から方位角334度58分42秒17.894メートルの点
- 基B11 基準点16から方位角307度11分59秒65.770メートルの点
- 基B12 基準点13から方位角28度13分34秒22.949メートルの点

ウ 区域

- (ア) A地区
 - 基A1から基A15まで及び基A1の各点を順次に直線

で結んだ線により囲まれた区域
 (イ) B地区
 基B1から基B12まで及び基B1の各点を順次に直線
 で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第717号
 昭和40年6月高知県告示第310号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
 令和6年12月13日
 高知県知事 濱田 省司

1を次のように改める。

1 土佐湾沿岸加領郷漁港海岸加領郷地区海岸の海岸保全区域

(1) 海岸の名称
 土佐湾沿岸加領郷漁港海岸加領郷地区海岸

(2) 指定の場所
 安芸郡奈半利町加領郷

(3) 指定の区域

ア 基準点

(ア) 安芸郡奈半利町字夷浦88-7番地に設けた点(基準
 鋺)を基準点1とする。

(イ) 基準点1から方位角353度34分55秒78.509メートル
 の点(基準鋺)を基準点2とする。

(ウ) 基準点2から方位角1度02分23秒98.558メートルの
 点(基準鋺)を基準点3とする。

(エ) 基準点3から方位角332度13分48秒100.595メートル
 の点(基準鋺)を基準点4とする。

イ 補助点

基A1 基準点1から方位角211度12分52秒24.188メー
 トルの点

基A2 基準点1から方位角219度14分45秒6.328メー
 トルの点

基A3 基準点1から方位角23度03分34秒16.284メー
 トルの点

基A4 基準点1から方位角20度01分32秒22.525メー
 トルの点

基A5 基準点1から方位角17度31分36秒26.635メー
 トルの点

基A6 基準点1から方位角4度27分57秒25.606メー
 トルの点

基A7 基準点3から方位角179度16分58秒39.159メー
 トルの点

基A8 基準点3から方位角241度15分14秒10.378メー
 トルの点

基A9 基準点4から方位角242度49分27秒9.244メー
 トルの点

基A10 基準点4から方位角62度49分27秒9.700メー

ルの点

基A11 基準点3から方位角64度36分24秒8.630メー
 トルの点

基A12 基準点3から方位角159度14分57秒40.795メー
 トルの点

基A13 基準点1から方位角20度52分01秒42.014メー
 トルの点

基A14 基準点1から方位角28度46分13秒44.631メー
 トルの点

基A15 基準点1から方位角38度36分23秒35.601メー
 トルの点

基A16 基準点1から方位角48度24分01秒28.897メー
 トルの点

基A17 基準点1から方位角59度03分37秒23.391メー
 トルの点

基A18 基準点1から方位角114度25分39秒12.576メー
 トルの点

基A19 基準点1から方位角107度49分05秒7.659メー
 トルの点

基A20 基準点1から方位角191度15分18秒25.280メー
 トルの点

ウ 区域
 基A1から基A20まで及び基A1の各点を順次に直線
 で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第718号
 昭和40年10月高知県告示第516号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。
 令和6年12月13日
 高知県知事 濱田 省司

5及び6を次のように改める。

5 海部灘沿岸三津漁港海岸三津地区海岸の海岸保全区域

(1) 海岸の名称
 海部灘沿岸三津漁港海岸三津地区海岸

(2) 指定の場所
 室戸市室戸岬町三津

(3) 指定の区域

ア 基準点

(ア) 室戸市室戸岬町字丸山7156番地に設けた点(基準
 鋺)を基準点1とする。

(イ) 基準点1から方位角197度28分02秒117.288メー
 トルの点(基準鋺)を基準点2とする。

(ウ) 基準点2から方位角197度22分33秒115.639メー
 トルの点(基準鋺)を基準点3とする。

(エ) 基準点3から方位角197度05分12秒170.453メー
 トルの点(基準鋺)を基準点4とする。

(オ) 基準点4から方位角191度22分06秒195.737メー
 トルの点(基準鋺)を基準点5とする。

(カ) 基準点5から方位角179度40分36秒85.028メー
 トルの点(基準鋺)を基準点6とする。

(キ) 基準点6から方位角191度05分21秒97.298メー
 トルの点(基準鋺)を基準点7とする。

(ク) 基準点7から方位角191度34分20秒91.608メー
 トルの点(基準鋺)を基準点8とする。

(ケ) 基準点8から方位角188度18分00秒128.722メー
 トルの点(基準鋺)を基準点9とする。

(コ) 基準点9から方位角178度50分15秒178.662メー
 トルの点(基準鋺)を基準点10とする。

イ 補助点

基A1 基準点1から方位角354度42分32秒148.284メー
 トルの点

基A2 基準点1から方位角37度13分13秒86.238メー
 トルの点

基A3 基準点1から方位角4度04分03秒26.844メー
 トルの点

基A4 基準点1から方位角318度35分54秒70.786メー
 トルの点

基A5 基準点1から方位角328度50分43秒123.578メー
 トルの点

基B1 基準点5から方位角75度20分56秒86.232メー
 トルの点

基B2 基準点7から方位角97度47分10秒122.382メー
 トルの点

基B3 基準点10から方位角58度35分20秒101.966メー
 トルの点

基B4 基準点10から方位角349度34分07秒75.810メー
 トルの点

基B5 基準点9から方位角231度11分53秒16.118メー
 トルの点

基B6 基準点9から方位角358度29分24秒74.263メー
 トルの点

基B7 基準点6から方位角329度28分14秒13.371メー
 トルの点

基B8 基準点5から方位角266度32分19秒9.938メー
 トルの点

ウ 区域
 基A1から基A5、基B1から基B8まで及び基A1の
 各点をそれぞれ順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

6 海部灘沿岸高岡漁港海岸高岡地区海岸の海岸保全区域

(1) 海岸の名称
 海部灘沿岸高岡漁港海岸高岡地区海岸

<p>(2) 指定の場所 室戸市室戸岬町高岡</p> <p>(3) 指定の区域</p> <p>ア 基準点</p> <p>(ア) 室戸市室戸岬町字丸バエ3500番地に設けた点(基準鋺)を基準点1とする。</p> <p>(イ) 基準点1から方位角179度05分14秒101.507メートルの点(基準鋺)を基準点2とする。</p> <p>(ウ) 基準点2から方位角189度52分41秒102.108メートルの点(基準鋺)を基準点3とする。</p> <p>(エ) 基準点3から方位角189度30分05秒110.595メートルの点(基準鋺)を基準点4とする。</p> <p>(オ) 基準点4から方位角195度26分53秒97.881メートルの点(基準鋺)を基準点5とする。</p> <p>(カ) 基準点5から方位角190度29分56秒100.590メートルの点(基準鋺)を基準点6とする。</p> <p>(キ) 基準点6から方位角189度20分14秒103.591メートルの点(基準鋺)を基準点7とする。</p> <p>(ク) 基準点7から方位角189度13分08秒90.709メートルの点(基準鋺)を基準点8とする。</p> <p>(ケ) 基準点8から方位角174度20分50秒111.280メートルの点(基準鋺)を基準点9とする。</p> <p>(コ) 基準点9から方位角171度36分39秒104.109メートルの点(基準鋺)を基準点10とする。</p> <p>(サ) 基準点10から方位角180度00分34秒98.183メートルの点(基準鋺)を基準点11とする。</p> <p>(シ) 基準点11から方位角154度49分59秒94.023メートルの点(基準鋺)を基準点12とする。</p> <p>(ス) 基準点12から方位角178度03分23秒103.789メートルの点(基準鋺)を基準点13とする。</p> <p>(セ) 基準点13から方位角181度05分44秒100.423メートルの点(基準鋺)を基準点14とする。</p> <p>(ソ) 基準点14から方位角178度07分43秒99.641メートルの点(基準鋺)を基準点15とする。</p> <p>(タ) 基準点15から方位角203度22分49秒124.793メートルの点(基準鋺)を基準点16とする。</p> <p>(チ) 基準点16から方位角188度50分54秒117.378メートルの点(基準鋺)を基準点17とする。</p> <p>(ツ) 基準点17から方位角206度25分42秒97.904メートルの点(基準鋺)を基準点18とする。</p> <p>(テ) 基準点18から方位角183度53分12秒100.100メートルの点(基準鋺)を基準点19とする。</p> <p>(ト) 基準点19から方位角195度06分03秒99.471メートルの点(基準鋺)を基準点20とする。</p> <p>イ 補助点</p>	<p>基A1 基準点1から方位角95度49分38秒98.482メートルの点</p> <p>基A2 基準点5から方位角104度45分10秒83.947メートルの点</p> <p>基A3 基準点8から方位角108度08分03秒119.065メートルの点</p> <p>基A4 基準点11から方位角126度12分08秒117.778メートルの点</p> <p>基A5 基準点11から方位角182度32分46秒71.923メートルの点</p> <p>基A6 基準点13から方位角233度59分16秒67.211メートルの点</p> <p>基A7 基準点16から方位角1度18分32秒20.227メートルの点</p> <p>基A8 基準点16から方位角310度23分23秒30.342メートルの点</p> <p>基A9 基準点13から方位角242度45分59秒87.009メートルの点</p> <p>基A10 基準点11から方位角200度38分24秒73.845メートルの点</p> <p>基A11 基準点11から方位角191度05分52秒69.153メートルの点</p> <p>基A12 基準点11から方位角211度40分30秒27.284メートルの点</p> <p>基A13 基準点11から方位角354度20分25秒50.335メートルの点</p> <p>基A14 基準点9から方位角205度44分33秒20.777メートルの点</p> <p>基A15 基準点9から方位角260度39分53秒15.060メートルの点</p> <p>基A16 基準点9から方位角285度24分34秒16.273メートルの点</p> <p>基A17 基準点9から方位角327度51分23秒28.712メートルの点</p> <p>基A18 基準点8から方位角204度49分45秒29.854メートルの点</p> <p>基A19 基準点8から方位角225度55分06秒15.576メートルの点</p> <p>基A20 基準点5から方位角334度17分10秒20.139メートルの点</p> <p>基A21 基準点4から方位角280度55分52秒11.596メートルの点</p> <p>基A22 基準点4から方位角356度56分57秒37.110メートルの点</p> <p>基A23 基準点3から方位角216度118分47秒29.162メー</p>	<p>トルの点</p> <p>基A24 基準点3から方位角254度25分01秒39.578メートルの点</p> <p>基A25 基準点3から方位角284度43分59秒35.074メートルの点</p> <p>基A26 基準点3から方位角322度47分08秒13.833メートルの点</p> <p>基A27 基準点3から方位角359度48分53秒42.704メートルの点</p> <p>基A28 基準点2から方位角264度23分06秒9.730メートルの点</p> <p>基A29 基準点1から方位角268度09分16秒11.427メートルの点</p> <p>基A30 基準点1から方位角348度40分48秒31.632メートルの点</p> <p>ウ 区域</p> <p>基A1から基A30まで及び基A1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>高知県告示第719号</p> <p>昭和40年10月高知県告示第517号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和6年12月13日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>12を次のように改める。</p> <p>12 土佐湾沿岸行当漁港海岸行当地区海岸の海岸保全区域</p> <p>(1) 海岸の名称</p> <p style="padding-left: 2em;">土佐湾沿岸行当漁港海岸行当地区海岸</p> <p>(2) 指定の場所</p> <p style="padding-left: 2em;">室戸市元大宇行当</p> <p>(3) 指定の区域</p> <p>ア 基準点</p> <p>(ア) 室戸市元宇南行道2743-38番地地先に設けた点(基準鋺)を基準点1とする</p> <p>(イ) 基準点1から方位角241度50分51秒35.300メートルの点(基準鋺)を基準点2とする。</p> <p>イ 補助点</p> <p>基A1 基準点1から方位角60度10分56秒35.451メートルの点</p> <p>基A2 基準点1から方位角241度51分50秒35.300メートルの点</p> <p>基A3 基準点1から方位角268度43分07秒39.840メートルの点</p> <p>基A4 基準点1から方位角33度24分23秒39.953メートルの点</p> <p>ウ 区域</p>
---	--	--

基A 1 から基A 4 まで及び基A 1 の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和7年における目標増殖量、期間等について、令和6年11月29日に次のとおり決定したので公告する。

令和6年12月13日

高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量（重量、金額又は尾数）					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾)
			(kg)	(円)			
内共第501号	野根川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	7万	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	28万	—	15	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	7万	—	15	—
内共第506号	安田川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	7万	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	49万	—	25	3,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	49万	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	28万	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	84万	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	14万	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	28万	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	84万	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	30	10	7万	—	15	1,000
計	17件	2,935	660	462万	—	440	33,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせることで総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は金額のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、目標増殖量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 もくずがにについては、人工ふ化の稚がにの放流ができない場合は、稚がにの他河川からの移植放流又は汲み上げ放流をすること。

8 増殖を行うべき期間は、令和7年1月1日から同年12月31日までとする。

9 漁業権者は、8に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

----- 入 札 公 告 -----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年12月13日

高知県教育長 長岡 幹泰

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量
マイクロソフト E E S ライセンス (M365 EDU A3 (AAA-73004)) 3,000ライセンス
- (2) 借入物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 借入物品の借入期間
令和7年3月1日から令和10年2月29日まで
- (4) 借入物品の納入期限
令和7年2月28日
- (5) 借入物品の納入場所
高知市丸ノ内一丁目7番52号
高知県教育委員会事務局教育政策課
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の貸借料の月額を入札書に記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

<p>イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局教育政策課 電話番号088-821-4904</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和6年12月13日(金)から令和7年1月17日(金)まで(高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和6年12月13日午前9時から令和7年1月17日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局教育政策課のホームページ(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310101/)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時</p>	<p>令和7年1月24日(金)午後1時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年1月23日(木)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階 B室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年1月17日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年12月17日(火)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行っ</p>	<p>た場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: M365 EDU A3 (AAA-73004) 3,000 units</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 17 January 2025</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Friday 24 January 2025</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Thursday 23 January 2025</p> <p>(5) Contact: Educational Policy Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4904</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>
--	--	--